

記載台で「住民異動届」ご記入後、この用紙をチェックの上、
発券機で整理券を取り、市民課の窓口にお出しください。

他区から転入・東区内で転居された方へ

異動に伴い、他の手続きに該当する方は、担当課の窓口で手続きをお願いいたします。

各窓口の場所は、裏面の案内図をご覧ください。



■該当するものに、印 をつけてください。

ご本人様

チェック欄

福岡市東区役所

項目	担当課	電話番号	窓口	担当課 処理欄
○国民健康保険に加入している・加入する方がいる			(32)	<input type="checkbox"/>
○後期高齢者医療の保険証をお持ちの方がいる	保険年金課 (1階)	645-1102	(35)	<input type="checkbox"/>
○各種医療証（子ども医療証・ひとり親家庭等医療証・障がい者医療証）をお持ちの方がいる			(24)(25)	<input type="checkbox"/>
○年金を受給している方がいる（手続きが不要な場合もあります）		645-1104	(21)~(23)	<input type="checkbox"/>
○介護保険被保険者証をお持ちの方がいる ★1		645-1069		<input type="checkbox"/>
○身体障がい者手帳・療育手帳・障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方がいる ★1	福祉・介護 保険課 (1階)	645-1067	(17)(18)	<input type="checkbox"/>
○自立支援医療受給者証（更生病療）をお持ちの方がいる ★1				
○重度の身体障がい者等の方で手当てを受給している方がいる ★1				
★1 手手続きには、マイナンバーカードまたは通知カードが必要				
○児童手当を受給されている方がいる（受給者とどもが同じ世帯で異動の場合は、手続き不要。単身赴任で転居の方は手続きが必要）				
○児童扶養手当を受給されている方がいる（ひとり親家庭等）	子育て 支援課 (水道局 東営業所 3階)	645-1068	(50)	<input type="checkbox"/>
○特別児童扶養手当を受給されている方がいる				
○保育所の入所申し込みが必要				
○第3子優遇事業に該当する 〔18歳未満（18歳に達する年度末まで）の子を3人以上養育している方 で3番目以降の子が就学前3年間の方〕				
○小児慢性特定疾病医療受給者証・自立支援医療受給者証（育成医療）をお持ちの方がいる		645-1077	(55)	<input type="checkbox"/>
○特定医療費（指定難病）受給者証・被爆者健康手帳・肝炎治療受給者証 ※1をお持ちの方がいる	健康課	645-1078	(56)	<input type="checkbox"/>
○自立支援医療受給者証（精神通院医療）・精神障がい者保健福祉手帳・ 障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方がいる ※2	(別館2階)	645-1079	(57)	<input type="checkbox"/>
※1 新住所の住民票（続柄記載の世帯全員分）が必要 ※2 手手続きには、マイナンバーカードまたは通知カードが必要 (その他手続きに必要な添付書類については、担当窓口にお尋ねください)				
○原付バイクの所有者がいる（他区からの転入の方のみ）	課税課（2階）	645-1021	(41)	<input type="checkbox"/>
○届出に前後して、戸籍の届出をした／予定している (出生／死亡届、婚姻／離婚届、転籍届、入籍届など)	市民課 (1階)	645-1016		<input type="checkbox"/>

住民票など証明の便利な取り方のご案内です。

- ※ 詳しい操作は、各携帯電話の取扱説明書をご覧ください。
- ※ 傷、汚れなどによって読み取れない場合があります。
- ※ アクセスには、別途パケット通信料がかかります。

裏面に各窓口の案内図があります



RO301改訂

福岡市東区役所案内図

